３．第二面関係
①～④　（略）
⑤　６欄の「イ」⑴は、建築物の敷地が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第８号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
⑥～⑰　（略）
４．第三面関係　（略）

第四十七号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

許可申請書（工作物）

（略）

（注意）
１．・２．　（略）
３．第二面関係
①～④　（略）
⑤　３欄の「ニ」は、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区の内外の別を記入してください。
⑥～⑩　（略）

第四十八号様式（第十条の四の二関係）（Ａ４）

認定申請書

（略）

（注意）
１．・２．　（略）
３．第二面関係
①～④　（略）
⑤　６欄の「イ」⑴は、建築物の敷地が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第８号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」⑵は、同法第52条第12項の規

３．第二面関係
①～④　（略）
⑤　６欄の「イ」⑴は、建築物の敷地が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第７号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
⑥～⑰　（略）
４．第三面関係　（略）

第四十七号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

許可申請書（工作物）

（略）

（注意）
１．・２．　（略）
３．第二面関係
①～④　（略）
⑤　３欄の「ニ」は、都市再生特別地区の内外の別を記入してください。
⑥～⑩　（略）

第四十八号様式（第十条の四の二関係）（Ａ４）

認定申請書

（略）

（注意）
１．・２．　（略）
３．第二面関係
①～④　（略）
⑤　６欄の「イ」⑴は、建築物の敷地が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第７号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、